

令和7年度第4回千葉東警察署協議会

1 開催日

令和8年2月10日

2 開催場所

千葉東警察署

3 出席者

・協議会委員 8人 ・警察署 12人

4 業務報告

(1) 留置管理業務の現状について

(2) 当署管内の治安情勢について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

(1) 【質問】 年間で被留置者40人は他署に委託しているということなのですが、特殊なケースで女性や共犯の疑いがあるが委託されているのか、それとも対応が難しく他署に送られているのか、その内訳を教えてください。

留置した人数が昨年に比べて減っているが、年々減少傾向にあるのか、それとも大体これくらいで推移しているのか、又々、少し増えてきているのか教えてください。

【回答】 委託する被留置者につきましては、留置場の人数制限がありますのでそれを超える場合や事件の被疑者が2人いて、1人が当署の方にいると、もう1人当署の方に入れてしまうと通謀されるおそれが出てきます。そういった身柄につきましては、他署の方に委託する。また、女性身柄につきましては、当署に入れられませんので、必然的に他所属に委託する形になります。

身柄の減少の話ですが、これは、年々そのときの逮捕身柄によって増減しますので、一概には言えません。

【質問】 警察署の中にはAEDが配置されているのですか。また、警察官はACLS心肺蘇生の訓練や講習を受けていますか。

【回答】 AEDは警察署1階に常設しております。また、使用した場合には消耗品等も発生しますので、それは対応業者の方に即座に補完をして常に使えるような状態を保っております。

ACLSの訓練については、警察では、救急救命法の訓練を実施しています。

(2) 【意見、要望】

先程、警察署に来るときに向かいの駐車場に車を止めて信号のない横断歩道を渡ろうときに、私を認識した瞬間にアクセルを踏んで抜けていく車が2台ほどありました。

警察署の前の横断歩道で歩行者妨害をやってしまっていること自体が悲しい結果だと思います。力を入れていただいているというのはわかるんですけど、足下とかも気をつけてやっていただくと、意識も増えていくかなと思いますので、頑張ってくださいたいなと思います。

【回答】引き続き取り組んで参ります。

(3) 【質問】近年の外国人による犯罪数の増減とか犯罪傾向について教えてください。

また、騒音やゴミ出しトラブル等の外国人に対する通報があれば、お願いします。

【回答】外国人の犯罪等は、結論そこまで外国人に特化して懸念していただく必要はありません。

外国人の犯罪の特徴とすれば一部の外国人が連続して同じような犯罪を繰り返すという傾向が一部あります。

少し前ですと、薬局で化粧品などを大量に万引きするということが繰り返されました。

各種トラブルということで、騒音苦情とか、ゴミが捨てるべきところに捨ててないとかの通報は、毎日入っています。

これも外国人だけが目立っているという感じではありません。

(4) 【質問】4月1日から自転車の道路交通法改正がありますが、原則自転車は車道の左側、歩道に対しては、不可とか駐車している車を避けるためには車道の方によけるのは危険であるということで、停止して待つのか、若しくは歩道を選んで歩道を走らなければいけないのか。

歩道に自転車のマークと歩行者のマークが明示されているところもあれば標識で歩行者と自転車のマークがあるんですが、自治会でも原則、車の左側を通行するよう指導しています。標識がないところは、実際に乗られている方々は、「難しい」と質問がありましたのでどうしたら良いのか教えてください。

【回答】今年の4月1日から自転車に対する反則通告制度というのが始まりますが、自転車のルールが変わるわけではありません。

標識の正式名称は 特定小型原動機付き自転車、普通自転車歩道通行可

といい、この標識がある場所は、自転車も歩道の通行が可能という標識になります。

若葉区ではあまり見かけないと思います。

一定の幅がある歩道以外には設置されていないのが現状で、これは、全国一律になります。

若葉区内ですと、京葉道路の側道、国道16号にはこの標識が設置されています。

なぜなら自動車の走行速度が速かったり、大型車の混入率が高い、車道を走ることが危険な道路にはこの標識があります。

質問のどういった場合に歩道を走れるのか、というところですが、お手元に千葉サイクルールという水色の紙を配らせていただきましたので御確認をお願いします。

(県ホームページ、県警ホームページ等にも掲載)

7 答申等に対する措置結果

なし